

総務省による「小型家電リサイクルの実施状況に関する  
実態調査」の勧告に対する改善措置状況  
(1回目のフォローアップ)の概要

# 「小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】環境省、経済産業省 【勧告日】平成29年11月21日

【回答日】環境省：平成30年6月12日、経済産業省：平成30年6月12日

## 主な勧告（調査結果）

## 主な改善措置状況

### 1 小型家電リサイクル実施市町村における回収量の増加に向けた取組等の促進

#### ○回収量増加・採算性の確保に向けた取組等の情報提供

- ・ **新たな費用をかけずに、回収量が多いピックアップ回収等を実施している市町村の取組等の情報を、実施困難とする理由別に整理して提供すること（環境省）**
  - ✓ 一人当たり回収量が少ない市町村では、ボックス回収が中心。回収量が多いピックアップ回収等は、費用負担増などを理由として実施が低調
  - ✓ 従前から実施していた危険物の選別作業等に併せてピックアップ回収を行うことで、新たな費用をかけずに回収量を増加させている例あり
- ・ **品目別の売却単価の設定により、売却単価を上昇させるなど、採算性を向上させている市町村の取組等の情報を提供すること（環境省）**
  - ✓ 使用済小型家電の取引において、損失が生じている市町村あり（13/85市町村）
  - ✓ 携帯電話、コード類等を分別し、品目別に売却することで、金属含有量が高い品目を高額で売却でき、採算性を向上させている例あり

### 2 小型家電リサイクル未実施市町村における取組の促進

#### ○リサイクルの実施に向けた検討を促すための情報提供

- ・ **市町村の使用済小型家電の売却先など、リサイクル未実施市町村の実施に向けた検討を促すための情報を、実施困難とする理由別に整理して提供すること（環境省）**
  - ✓ リサイクルを実施困難とする理由
    - ・ 回収量が少なく、運搬費等が売却益より高くなるおそれ（10/20市町村）
    - ・ 近隣に、国が処理の適正性等を確認した認定事業者がない（4/20市町村）
  - ✓ 人口密度が低い都道府県では、認定事業者の収集区域内であっても、回収した使用済小型家電の引受場所が近隣になく、運搬費が高額になるとしてリサイクルを未実施

（環境省）

- **市町村に対するヒアリング等により、回収量の増加や採算性の確保などに関する優良事例を収集**
- **市町村における取組の現状と課題を分析し、課題ごとの対策メニュー及び具体事例を整理し、取りまとめた「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」を作成し、全国の市町村に情報提供**

【優良事例の例】

- ・ 既存の体制・設備の中で新たな費用をかけずに回収量が多いピックアップ回収等を行っている事例
- ・ 品目別の売却単価の設定による採算性の向上を図っている事例
- ・ 新たな費用をかけることなく使用済小型家電の解体などの前処理を実施して高付加価値化を図っている事例
- ・ 回収量が少量であっても売却益を確保している事例

- **回収した使用済小型家電の認定事業者への引渡しに係る運搬費の低減に向け、平成30年度に、モデル事業（複数市町村が連携して、回収した使用済小型家電を同一の引渡先に引き渡す取組）を実施し、その有効性を確認する予定**

## 主な勧告（調査結果）

### 3 使用済小型家電の適正な処理の確保

#### ○個人情報保護対策の適切な実施

- ・ 市町村に対し、使用済小型家電の排出時における個人情報の削除に関する消費者への周知及び保管場所等における個人情報保護対策の実施を徹底するよう促すこと（環境省）
  - ✓ 排出時における個人情報の削除に関する消費者への周知を実施していなかったもの（35/121市町村）
  - ✓ 保管場所における個人情報保護対策を実施していなかったもの（12/121市町村）

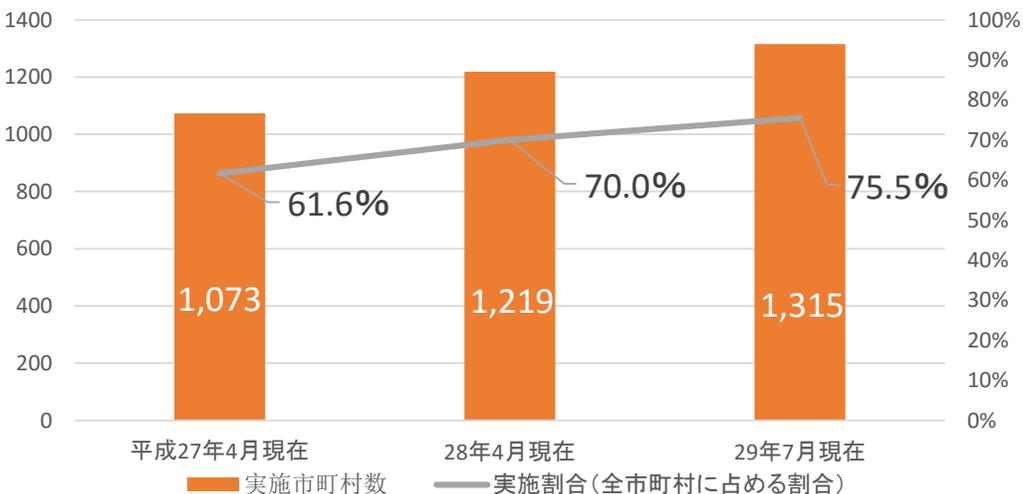
## 主な改善措置状況

（環境省）

- ・ 個人情報保護対策の考え方について、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議で周知し、市町村に対する指導を要請
- ・ 今後、市町村に対する説明会を開催し、保管場所等における個人情報保護対策の実施の徹底及び消費者に対する排出時の個人情報の削除の周知について要請する予定

（参考）近年の小型家電リサイクルの実施市町村の推移

（出典）市町村実態調査結果（環境省）による。



（参考）近年の使用済小型家電の回収量

（出典）市町村実態調査結果（環境省）による。

